平成２６年（フ）第１５１号
東京都福生市大字福生902番地５　マンション奈賀301
債務者　小林　勝美
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５２号
東京都杉並区堀ノ内２丁目32―26―202
債務者　川平　　怜
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５３号
埼玉県新座市北野２丁目14―12　第一中森ハイツ301
債務者　日景ひとみ
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６０号
東京都練馬区富士見台１丁目17―３―401
債務者　小澤　成之
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６１号
東京都北区田端新町１丁目16―４―405
債務者　中村　則夫
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６２号
神奈川県横浜市旭区本宿町54―11
債務者　阿部　一美（旧姓川瀬）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６４号
神奈川県横浜市港北区鳥山町1735―312
債務者　薄井　大介
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６５号
東京都板橋区双葉町30―３―203
債務者　駒木根泰久
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６９号
東京都練馬区春日町２丁目４―33―103
債務者　濱崎　　晃
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７１号
東京都昭島市松原町３丁目４―８―601
債務者　尾渡紀代美
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７３号
東京都足立区綾瀬１丁目33―20
債務者　福田　政人
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７５号
東京都中央区佃２丁目22―６―A602
債務者　関本　敏子（旧姓川鍋）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８１号
東京都足立区関原３丁目２―14―201
債務者　上杉　博俊
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８５号
東京都大田区本羽田３丁目５―５
債務者　長田尚美こと　崔　　未佳
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８６号
東京都江東区亀戸２丁目１―21―1202
債務者　横倉　　豊
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９０号
東京都北区赤羽南２丁目６―２―102
債務者　佐藤　敏仲
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部